

高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱を次のように定める。

令和4年2月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成6年規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対して行う事業系ごみの減量化、資源化及び適正処理（以下「減量化等」という。）の指導及び助言に関し必要な事項を定めることにより、事業系ごみの適正な処理を推進することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱の対象となる多量排出事業者（以下「対象事業者」という。）は、規則第2条各号に掲げる者とする。

(対象事業者の責務)

第3条 対象事業者は、事業系ごみの処理に関し、法、条例、規則及びこの要綱を遵守し、事業系ごみの減量化等に努めるとともに、本市が実施する事業系ごみの減量化等の施策に協力するものとする。

2 対象事業者は、事業の用に供する土地又は建物から排出される事業系ごみの管理又は排出に関わる者（以下「関係者」という。）に対し、事業系ごみの減量化等を確保するよう働きかけを行うとともに、関係者の行う取組に対して協力するように努めるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第4条 対象事業者は、事業系ごみの減量化等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任するものとする。

2 対象事業者は、前項の規定により廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第1号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(廃棄物減量化等計画書)

第5条 対象事業者は、前年度における事業系ごみの排出及び減量化等の実績等を踏まえ、当該年度に排出する事業系ごみの減量化等の計画について、事業系一般廃棄物減量化等計画書（様式第2号）により毎年6月末日までに市長に提出するものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。